

# 阪神甲子園球場 ご来場時の注意事項

2020年 1月 1日 作成・施行  
2020年 12月 18日 改正・施行  
2022年 3月 1日 改正・施行  
2023年 3月 1日 改正・施行

「阪神甲子園球場 ご来場時の注意事項」(以下、「注意事項」という。)は、阪神甲子園球場(以下、「球場」という。)が、ご来場される全ての皆様(以下「お客様」という。)を対象に、ご協力いただきたい主な事項をまとめたものです。ご来場時には、野球観戦及びその他催事を安全、安心、快適にお楽しみいただくために、注意事項に記載の各規定のほか、現地でのご案内にも、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

## 1 注意事項の位置づけについて

注意事項は、特にプロ野球興行の開催時には、日本野球機構及び主催球団が定める「試合観戦契約約款」(以下、「約款」という。)第8条第1項第12号に記載の「球場管理者の定める球場管理に関する規則又は球場での掲示その他の方法で告知された注意事項」のうち、主な内容についてまとめたものです。

※日本野球機構ホームページ

[http://npb.jp/npb/kansen\\_yakkan.html](http://npb.jp/npb/kansen_yakkan.html) (試合観戦契約約款)

[http://npb.jp/npb/kansen\\_kitei.html](http://npb.jp/npb/kansen_kitei.html) (特別応援許可規程)

※阪神タイガースホームページ

<https://hanshintigers.jp/game/manner/agreement.html> (試合観戦契約約款及び特別応援許可規程)

また、プロ野球興行以外の催事開催時には、同様に、主催者の定める規則と併せて運用いたします。

## 2 入場時の手荷物検査等

球場では、お客様の安全確保のために、缶、ビン類及び危険物等の持込みをお断りしています。社会情勢や催事主催者、警察の要請に対応して、ご入場の際の手荷物検査や、警備強化の一環でボディチェックや金属探知器による検査等にご協力いただく場合があります。

＜プロ野球開催時＞

試合観戦契約約款第5条に基づき、2006年から、缶、ビン類及び危険物等の持込禁止の強化を図るため、ご入場の際に手荷物検査を実施しています。

## 3 検札

球場では、お客様がご入場される際、コンコースからスタンドに入られる際(2回目以降の通行時も同様)、正規の座席をご利用になられているか確認する際等、入場券の本券の提示を求める(以下「検札」という。)場合があります。ご入場後も、入場券の本券はなくされないよう、大切にお持ちください。

検札に応じていただけない場合には、退場等の措置を講じる場合があります。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 4 コンコース内の移動

球場では、ご入場後、内野エリアと外野エリア間の往来はできません。また、主催者が別途定めた場合には、内野エリアとアルプスエリア間の往来もできません。

### <高校野球開催時>

高校野球開催時は、応援団の入替えがあるため、内野エリアとアルプスエリア間の往来ができません。

## 5 入場券が必要な年齢や子ども料金の適用について

球場にご入場する際にチケットが必要な年齢は、主催者の定めによりますので、主催者ホームページをよくご確認ください。

主な主催者のホームページは以下のとおりです。

※阪神タイガースホームページ（「チケット・観戦に関すること」をご参照ください）

<https://hanshintigers.jp/home/qa/detail02.html>

※日本高等学校野球連盟（各大会ページの「入場券」ページをご参照ください）

<http://jhbfb.or.jp/>

## 6 入場をお断りする方

・正規の入場券を提示しない方

※営利目的で転売された入場券は正規の入場券とみなしません。

※紛失等いかなる理由であっても、入場時に正規の入場券を提示できない場合にはご入場いただけません。

・暴力団やこれに類する反社会的団体所属者及びこれらと密接な関係を有する者

・主催者（主催者が参加する連盟、協議会等の団体を含む。）、球場が入場を禁止し、又はお断りした方

・入場時の手荷物検査にご協力いただけない方

・下記8「禁止行為」に違反し、又はそのおそれのある方

・著しく酒気を帯びた方

・試合の円滑な進行を妨害し、又はそのおそれのある方

・その他主催者が定める約款等に規定される入場拒否対象者及び主催者・球場が入場拒否を相当と判断した方

## 7 球場内への持込みをお断りしているもの（持込禁止物）

・銃砲刀剣類、花火、爆竹、劇薬物、その他危険物

・他のお客様に迷惑を及ぼすおそれがあるもの（著しい悪臭を放つもの、大音響を発するもの等）

・缶、ビン類

・ペット

※身体障がい者補助犬を除きます。

・過度な座席確保を目的とするもの

・下記9「プロ野球観戦時の応援用具」に規定されたもの以外の応援用具

※プロ野球開催時以外も、主催者が特に認める場合を除き、原則同規定を準用します。

・その他主催者が定める約款等に規定される持込禁止物品、催事進行・施設管理運営の妨げとなる物品、危険物又は他のお客様に迷惑を及ぼすおそれがあると主催者・球場が判断する物品

## 8 お断りしている行為（禁止行為）

- ・粗暴行為（暴言、脅迫、恐喝、威嚇、暴力等）
- ・施設・設備の損壊、毀損
- ・客席、コンコース、グラウンド内等への物の投入行為
- ・立入禁止場所への立入行為
- ・ダグアウト、フェンス、柵、手摺り、ネット等へよじ登ったり、ぶら下がったりする行為
- ・フェンス、手摺り等からグラウンドへボールや色紙等をぶら下げて、選手にサインを求める行為
- ・座席の確保、応援、試合観戦その他に関し、他のお客様等に対して金品その他の利益を求める行為
- ・係員の指示に従わない行為や検札に応じない行為
- ・主催者、球場の許可なしに行う物品販売、チラシ配布、アンケート等
- ・所有する券面に記載されている場所以外での観覧、空き指定席への無断移動及び観覧等
- ・通路、階段、出入り口等避難施設での観覧
- ・座席に立っての観覧や応援行為
- ・場内外でみだりに氣勢を上げ騒音を出す行為
- ・自由席の設定がある場合の過度な座席確保をする行為
- ・フラッシュ、光線、その他これらに類するものを使用するなど試合妨害のおそれがある行為
- ・下記9「プロ野球観戦時の応援用具」に規定されたもの以外での応援行為
- ・紙テープ、紙ふぶきの使用
- ・ボール等を追いかけて他のお客様等第三者に損害を及ぼすおそれがある行為
- ・他のお客様に迷惑を及ぼす過剰な応援
- ・許可なく、場内で撮影した写真、映像及び試合経過情報をメディアを用いて外部に発信等する行為
- ・ドローン、ラジコン等を使用する行為
- ・柵、フェンス、防球ネットなど球場施設に無断で横断幕等を掲出する行為
- ・その他主催者が定める約款等に規定される禁止行為、催事進行・施設管理運営の妨げとなる行為、危険行為  
又は主催者・球場が他のお客様に迷惑を及ぼすおそれがあると判断する行為
- ・上記のほか、本規約、法令又は公序良俗に反する行為若しくはそのおそれがある行為
- ・上記の行為を第三者に行わせる行為

## 9 プロ野球観戦時の応援用具（応援幕・メッセージボード等）

試合をよりよい環境のもと、楽しく安全にご観戦いただくため下記事項をお守りください。（試合観戦契約約款第9条参照）

- 応援ボード・幕・小旗の規定サイズ（以下、「規定サイズ」という。）は「縦55cm×横55cm」以内といたします（規定サイズは、当面の目安サイズであり、変更することがあります。【参考】新聞紙は縦55cm）。

規定サイズより大きなものを持ち込むことはできません。但し、日本野球機構から特別応援許可証を発行された団体については、この限りではありません。

- 応援ボード・幕・小旗等の使用に際しては、以下の条件をお守りください。お守りいただけない場合は、応援ボード等の掲出をお断りすることがあります。
  - ・必ず自席でご使用ください。
  - ・頭上に高く揚げたり、他のお客様のご迷惑になる応援等は、お止めください。
  - ・光を発したり反射する素材等その他の理由で試合進行の妨げとなるものの使用・掲出は、お止めください。
  - ・応援の内容につきましては、球団や選手を応援するものに限りません。  
※広告、公序良俗に反するもの、球団・選手・個人の誹謗中傷等は、お止めください。

## 10 プロ野球観戦時の応援について

### <ライト外野席（阪神タイガース専用応援席）>

阪神タイガース主催試合における、ライト外野席を〈阪神タイガース専用応援席〉とし、試合当日の阪神タイガース以外の応援行為及び他球団の帽子や服装の着用・応援グッズの使用を禁止いたします。

### <レフトビジター専用応援席>

レフトビジター専用応援席では、試合当日のビジターチーム以外（阪神タイガースを含む）の応援行為・服装の着用・応援グッズの使用を禁止（※）いたします。ビジターチーム以外のユニホームや応援グッズを着用したまま、レフトビジター専用応援席エリアを通行し、又はご利用される行為も、トラブルの原因となりますので、お断りする場合があります。

※当日、球場での配布物については所持が可能です。但し、配布物を使用しての応援行為は禁止します。

### <応援団体と応援用具>

外野席は、応援団（日本野球機構等から許可された応援団体）による応援が許可されています。

応援用具については、9「プロ野球観戦時の応援用具」に定める、長さ55cm、幅55cmをご使用可能な大きさの目安とさせていただきます。但し、日本野球機構から特別応援許可証を発行された団体については、この限りではありません。

尚、22時以降は応援団が使用するリード用の電子笛以外の太鼓・楽器・鳴り物の使用は禁止します。

### <ファン同士のマナー>

球場及びその周辺において、チーム及びファンを挑発、冒瀆する行為（各チームのマスコットグッズを損壊したり、引きずったり、踏みつける行為を含みますが、これらに限りません。）は、いずれもトラブルの原因となりますのでお止めください。

以上のルール、マナーをお守りいただけない場合は、試合観戦契約約款第8条第1項第12号に基づき、ご退場をいただく場合があります（なお、入場券は払戻しいたしません。）。

### <試合中（イニング間含む）のペンライト等光物の使用禁止について>

当球場で開催されるプロ野球において、試合中（イニング間含む）のフラッシュ、光物（サイリウム、ペンライト等）、その他これらに類するものの使用は、試合進行の妨げとなりますので禁止いたします

## 11 打球や折損バット等による負傷について

### 打球や折損バット等にご注意ください！

- ・野球開催時には、練習中、試合中を問わず、ファウルボールやホームランボールが座席に飛来するおそれがあります。また、スタンド内に折れたバットやその破片等が飛んでくる場合がありますので、お客様自身で、ボールやバット等の行方に十分ご注意ください。特に、お子様や保護者のみなさま、またご年配の方、初めてご来場されるお客様は、十分ご注意ください。
- ・ファンサービスとして、ボールやグッズがスタンドに投げ込まれる可能性がありますので、十分ご注意ください。また、投げ込まれたボールやグッズを追いかけて席を離れる行為は、周囲のお客様のご迷惑となるだけでなく、大変危険ですのでおやめください。
- ・球場内でファウルボール、ホームランボール、練習球等の飛球、折れたバットやその破片等で負傷した場合、応急処置はいたしますが、主催者・球場管理者に帰責事由がある場合を除き、その後の責任は負いません。なお、けがをされた場合はお近くの係員までお申し出ください。

## 1 2 喫煙について

球場内のスタンド・コンコース等は禁煙となっています。たばこは必ず所定の喫煙所をご利用ください。

また、球場外周や阪神甲子園駅前広場においても禁煙となっています。たばこは必ず所定の喫煙所をご利用ください。

## 1 3 再入場について

球場では、ご入場後一旦外出されますと、入場券は無効となり、再入場はできません。

なお、主催者が無料開放エリアを設定する場合など、一部の催事についてはこの限りではございませんので、ご注意ください。

## 1 4 遺失物・拾得物について

プロ野球、高校野球時の落とし物、忘れ物は球場事務所で保管いたします。

財布、貴重品等については、一定期間保管後、甲子園警察署へ所定の手続きを行います。

飲食物、汚れの酷い物品（タオルなど）、大量生産品・安価な物品（傘など）等については、当日お引取りの連絡がない場合、不用品（ゴミ）と判断し廃棄する場合があります。

## 1 5 球場で使用できる金券について

球場では、お客様の飲食や物販のご購入にご利用いただける「商品お引換券」及び「ビール引換券」（以下、これらを総称し「金券」という。）を発行しています。金券のご利用に際しては、金券購入時のご案内及び券面に記載された注意事項をよくご確認のうえ、ご利用ください。

なお、金券については以下の事項が適用されます。

- ・有効期限内であっても、金券取扱店舗が営業していない場合には、金券をご利用になれません。また、球場内、球場外周又は甲子園駅前広場の店舗であっても、一部の店舗や臨時店舗では金券をご利用になれません。
- ・金券は、紛失・破損等、いかなる場合であっても、再発行・払戻し・換金ができません。このほか、有効期限がある金券については、当該有効期限超過後は、ご利用になれません。
- ・金券での商品購入に当たり、つり銭のお取扱いはできかねます（商品購入代金が券面に記載された金額を下回る場合であっても、当該差額分について、現金、金券その他何等返還いたしません。）。また、各券面に記載された金額を超える商品購入の際には、不足分を現金でお支払いいただけます。
- ・「ビール引換券」は、ビール購入の際のみご利用になれます（チューハイ等他商品とのお引換えはできません）。
- ・「ビール引換券」は、催事開催日のみご利用になれます。また、一部の催事ではご利用になれない場合があります。

## 1 6 球場で使用できる引換券類について

球場では、お客様のご入場に必要の正規の入場券や、飲食・物販のご購入にご利用いただける金券のほか、各種サービスのご利用に必要な引換券やイベントへのご参加に必要な整理券等（以下、これらを総称して「引換券類」という。）をご利用いただく場合があります。引換券類のご利用に際しては、引換券類発行時のご案内及び券面に記載された注意事項をよくご確認のうえ、ご利用ください。

## 17 催事の中止と入場券の払戻しについて

催事が中止（野球開催時のノーゲームや日程未消化の場合を含む）となった場合、主催者が定める払戻しの条件を満たし、かつ、お持ちの入場券が払戻対象である場合に限り、入場券の払戻しが可能です。

払戻しの条件は、催事、入場券の券種、購入方法によって異なります。払戻しについての詳細は、入場券購入時のご案内、各主催者のホームページ、入場券の券面等をご確認のうえ、行ってください。

主な主催者のホームページは以下のとおりです。

※阪神タイガースホームページ（「チケット・観戦に関すること」をご参照ください）

但し、クライマックス・シリーズ等、レギュラーシーズン以外では、条件が異なる場合があります。

<https://hanshintigers.jp/home/qa/detail02.html>

※日本高等学校野球連盟（各大会ページの「入場券」をご参照ください）

<http://jhbfb.or.jp/>

## 18 ご来場時の交通手段

球場周辺には駐車場はございません。また、球場周辺道路は全面駐車禁止になっていますので、ご来場には電車・路線バスをご利用ください。また、近隣地域は住宅地です。球場周辺などでは大声を出したり、騒いだりしないよう、お静かにお願いいたします。

## 19 注意事項の内容変更について

注意事項に定めた各規定については、「催事を安全、安心、快適にお楽しみいただくため」という目的に照らして、合理的必要性がある場合には、相当な範囲において、変更いたします。各規定の変更の際には、変更後の内容と適用開始日を球場ホームページにあらかじめ掲載します。